

市役所からの お知らせ

国民健康保険

保険料について

■保険料の決定

令和2年度の国民健康保険料の決定に伴い、国民健康保険料納入通知書を6月中旬に送付します。

▼普通徴収

納付書または口座振替にて、6月から翌年3月までの10期割りで国民健康保険料を納めていただきます。

▼特別徴収（年金天引き）

次のすべての条件に該当する場合、保険料は世帯主の対象年金から特別徴収（天引き）されます。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上
- ③世帯主の特別徴収対象年金額が18万円以上で、特別徴収額と介護保険料の合計額が対象年金額の2分の1を超えない場合

※特別徴収の対象となる方は、6月の納入通知書に記載しています。年金からの特別徴収は、申し出により、口座振替に変更することができます。

■減免申請

災害や失業・休業などにより保険料の支払いが困難なとき、減免要件に該当する方は保険料が減額されますので、申請してください。なお、申請は毎年必要です。

■未納が続くと…

災害やその他の特別な理由もなく、平成31年度1期分以降、各月の保険料を納期限から1年経過しても納付されない場合、被保険者証を返還していただき、「資格証明書」を交付することになります。この証明書で診察を受けることはできませんが、その際の医療費は、一日全額自己負担

となり、後日、国民健康保険から一部負担金等を差し引いた金額の払い戻しを受けることになります。

さらに納付が遅れ、納期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の保険給付（療養費等）が差し止めになります。納付できない特別の事情がある場合は早急にご相談ください。また、資格証明書が交付されても、滞納保険料と今後の保険料の納付義務はなくなりません。保険料は納期限内に必ず納付してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

国民年金

国民年金保険料の免除・猶予を受けた期間は追納できます

免除・猶予を受けた期間の国民年金保険料は、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

追納額は、免除・猶予を受けた当時の保険料に、経過した期間に応じた一定の額を加算した金額になります。（2年を経過していない期間については加算されません）

追納は、免除された期間の古い順に納めることになっています。ただし、猶予を受けた期間がある場合は、その期間を優先して納めます。

令和2年度 国民年金保険料追納額（加算額を含む）

年 度	全額免除※	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
H22年度の月分	15,550円	11,660円	7,780円	3,880円
H23年度の月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
H24年度の月分	15,190円	11,390円	7,590円	3,790円
H25年度の月分	15,160円	11,370円	7,580円	3,790円
H26年度の月分	15,310円	11,490円	7,650円	3,830円
H27年度の月分	15,640円	11,730円	7,810円	3,910円
H28年度の月分	16,290円	12,210円	8,150円	4,070円
H29年度の月分	16,510円	12,380円	8,250円	4,120円

※法定免除、納付猶予、学生納付特例を含む。

追納を希望される方は、市民課（275）6241、または堺西年金事務所 ☎（243）7900へお申し出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除の特例

新型コロナウイルス感染症による影響で、収入が減少した方は本人の申告をベースに国民年金保険料の免除を受けることができます。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に業務が失われるなど収入が減少し、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準適用相当になることが見込まれる方

適用期間 令和2年2月分～6月分

※7月分以降の免除は再申請が必要

申込・問合先 通常の免除等の申請書、本人の申告による「所得の申立書（臨時特例用）」、年金手帳、印鑑、本人確認書類を持って市民課

☎(275) 6241、または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

※日本年金機構のホームページから提出書類をダウンロードし、郵送で手続きを行うこともできます。

※「所得の申立書（臨時特例用）」に記載された内容を確認する場合があるため、関係書類は2年間保管するようにしてください。

学生証等の発行遅延により学生納付特例申請が提出できない方へ

国民年金保険料学生納付特例申請書には学生証の写し、または在学証明書（原本）の添付が必要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で学生証等の発行が遅延している場合は学生証等を添付せずに申請できます。

問合先 年金手帳、印鑑、本人確認書類を持って市民課 ☎(275) 6241、または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

今月が納期限の税金

〈市民税〉 〈府民税〉 第1期分

6月30日までに近隣の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

各種

事業者の皆さん 廃棄物の処理にご協力を

事業者は、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。特に、感染症廃棄物（医療系廃棄物）は、廃棄物処理法により特別管理廃棄物と定められていますので、専門業者へ処分を委託するなどの自己処理をお願いします。

問合先 生活環境課

☎(275) 6266

市長の所得等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための高石市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された、市長の所得等報告書及び関連会社等報告書を7月1日から総務課で閲覧できます。

問合先 総務課

☎(275) 6197

教科書展示会の開催

令和3年度に使用する小学校教科書の見本をどなたでもご覧いただくことができます。今年度展示会は、令和3年度中学校の教科用図書の見本も併せて展示します。なお、中学校教科用図書の採択は8月頃を予定しています。

日時 6月8日～7月8日の午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

場所・問合先 教育研究センター

☎(262) 7005

学校生活支援ボランティアの募集

雇用期間 令和3年3月24日まで

※課業中のみ

勤務時間 月～金曜日の午前8時30分～午後0時30分

募集 若干名

業務内容 市立小学校の支援学級における児童生徒のサポート

問合先 学校教育課

☎(275) 6434

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

らい予防法による被害者の
名誉回復及び追悼の日

昨年の6月28日、熊本地方裁判所における国の謝罪と賠償を求めたハンセン病家族国家賠償請求訴訟で、患者の家族も隔離政策の被害者であるとの判決が出されました。これに対し国は判決を受け入れ、内閣総理大臣は7月12日に次の談話を発表しました。「ハンセン病対策の歴史と筆舌に尽くしがたい経緯をされた患者・元患者の家族の皆様への御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。さらに、ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に對しても社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。（一部抜粋）」その後、11月15日に議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同月22日に施行

されました。

さて、改めてこれまでの経緯を見ていきます。ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる慢性的細菌感染症ですが、らい菌の病原性は非常に低く、感染することは極めてまれで、感染しても発病する人はさらに少なくなります。症状は主に末梢神経と皮膚に現れ、進行すると運動麻痺による顔面や手足の変形が起こります。しかし、現在では優れた治療法が確立され、発病しても早期に適切に治療すれば後遺症を残さず治るようになります。ハンセン病は強制的な隔離を必要とする病気ではなかったのです。明治40年にハンセン病患者の強制隔離を目的に「癩予防二閑スル件」という法律が制定され「らい予防法」が廃止されるまでの89年間、国は強制隔離政策を継続しました。平成13年6月22日、金銭補償と名誉回復や福祉対策の向上を国の責任で行うことなどを盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。また、この6月22日は平成21年から「らい予防法による被害者

の名誉回復及び追悼の日」と定められました。さらに、この年の4月には、国の誤った強制隔離政策によるハンセン病回復者等の被害の回復を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、今日へと至っています。

最後に、平成23年に厚生労働省前庭に建立された「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」に刻まれた文言を紹介いたします。

「ハンセン病の患者であった方々などが強いられてきた苦痛と苦難に対し、深く反省し、率直にお詫びするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する。

平成23年6月 厚生労働省

病名の表記については、医学用語、法律用語、歴史的用語として使用されている「らい」「癩」はそのまま使用し、その他は「ハンセン病」としました。

人権推進課
☎(275) 6279

あなたのデザインがTシャツに!

高石Tシャツデザインコンテスト2020

応募期間 令和2年6月30日(必着)まで

募集内容 テーマ「高石市の魅力を表現したデザイン」に沿ったTシャツのプリント・デザイン(プリントサイズは縦42cm×横29.7cm、Tシャツの色は無地の白)

表彰 最優秀賞:高石市共通商品券1万円分と作品をプリントしたTシャツ

応募 【①Instagram】▶Step1:「@reboot_takaishicity_official」をフォロー▶Step2:応募作品に「#高石Tシャツデザインコンテスト2020」と記載し、Instagramに投稿(当選者にはDM(ダイレクトメッセージ)にてお知らせします)

【②メール】ti-sei@city.takaishi.lg.jpまでメール送信

高石の魅力を表現するTシャツデザインコンテストを開催!

作品の応募はデータ、手書きでもどちらでも構いません。最優秀賞に選ばれたデザインは今後窓口で販売する予定です。

その他注意事項等はFacebook高石市公式アカウント「REBOOT」でご確認ください。

問合先 総合政策課 ☎(275)6138



令和元年度 消費生活相談概要

アクティブシニアと 消費者トラブル

令和元年度の消費生活相談件数は520件で、内訳は苦情が428件、問合わせが92件です。その中で60代が13%、70代が18%、80代以上が11%と60代以上の相談が全体の約42%を占めました。そこで、今月号では通信端末やインターネットを使い、積極的に消費活動を行う「アクティブシニア」のトラブル事例について紹介します。

また今年に入って新型コロナウイルス感染症関連の相談が多数寄せられました。新型コロナウイルス感染症によるキャンセルは消費者の責任ではありませんが、一方で事業者の責任でもありません。特別な状況下のため、柔軟な対応をとった事業者が多く見られましたが、本来は契約内容に従うのが契約の原則です。今月号ではトラブルになりやすい契約について説明します。

令和元年度 商品別相談件数

順位	商品・サービス	R1 (H30)	内容等特徴
1	架空・不当請求	42 (77)	架空・不当請求(ハガキも含む)、迷惑メールなど
2	通信関連サービス	31 (39)	プロバイダや光回線、スマホ契約のトラブルなど
3	健康食品	29 (22)	お試しのつもりが定期購入だったなど
4	金融・保険サービス	28 (25)	生命・損害保険、預金やクレジットカードの問合せなど
5	住居品	20 (20)	火災警報器や消火器の訪問販売や点検など
5	保健衛生品	20 (26)	化粧品等の定期購入トラブルなど
5	工事・建築・加工	20 (28)	住宅のリフォーム工事や補修工事トラブルなど
8	各種サービス	19 (22)	パソコンセキュリティサービス、廃品回収サービスなど
9	被服品	18 (18)	ネット通販の詐欺・模倣品サイトなど
10	賃貸住宅関連	15 (21)	退去時の原状回復費用、敷金関連など

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

「無料お試しだけ」のつもり
が「定期購入」に！

事例1 公式販売サイトの広告に「一袋無料」「送料のみ」と書かれていた

のでダイエットサプリを申し込んだ。その後、大きな箱が届き開封すると4万円の請求書が同封されていた。1回のみと思っていたが、2回以上の定期購入が条件で、2回目に4か月分がまとめて届くことになっていた。

事例2 500円で単品購入とのスマホの広告を見て、白髪ケアサプリを申し込んだ。2回目の商品が届き、返品連絡をしたが、発送の2日前までの申し出が必要と言われ、4000円を請求された。

解説

お試しだけのつもりが、健康食品や化粧品の定期購入だったという相談が世代を問わず年々増加しています。定期購入が条件であることがわかりにくい表示で書かれていたり、解約しようと思っても連絡が取れない場合があります。

■トラブルを避けるためのポイント
契約内容の確認

- ・定期購入が条件となっていないか
- ・支払う総額はいくらか
- ・解約条件の確認
- ・解約・返品できるかどうか

解約の連絡

・事業者へ連絡した記録を残しておく

契約内容を確認しましょう！

事例1 スポーツジムの体験教室を受けた。月会費の割引キャンペーンがあったので、その場で契約したが、初回の予約時に教室がコロナウイルスのため閉鎖されていた。その後再開されたが、不安なので解約を申し出ると、高額な解約金を請求された。

事例2 インターネットの旅行サイトで海外航空券を予約したが、コロナウイルスの影響で欠航となった。サイトに返金手続きのメールを送っているが返信がない。問い合わせ窓口に電話をしたが、サイトは日本語なのに顧客対応が英語のみで、何を言っているかわからない。

解説

①のスポーツジムなど店舗で交わした契約や、②の通信販売には原則としてクーリングオフ制度はありません。そのため、安易に契約せず、契約をする際には、契約書面や規約を必ず読み、内容を確認してから契約することが大切です。特に①のようなキャンペーンで契約した場合は、解約に特別な条件がついていることがあるので注意が必要です。また、②のような場合、日本語のサイトであるため日本の旅行者と誤解し契約することも多く、問題が発生してから海外サイトと気づくことも少なくありません。海外の事業者との交渉においては、事業者が日本法の適用を認めず、交渉が難しいのが現状です。

実在の会社をかたる詐欺メールにご注意を！

事例1

スマホにアマゾンから「利用料金の未納があります。本日にご連絡なき場合、法的手続きに移行します」というSMS（ショートメッセージサービス※）が届いた。
※携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス

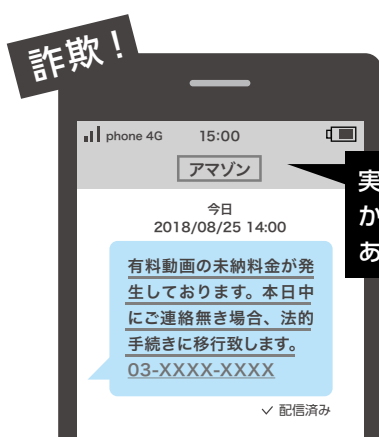
事例2

宅配会社から「不在のため荷物を持ち帰りました。下記URLから再配達の手続きをしてください」というSMSが届いたので、URLをタップしてしまった。

解説

①のようなメールが実際にアマゾンから届くことはありません。不特定多数に送られているもので、絶対に連絡してはいけません。

実在の事業者をかたる場合があります。



②は他に携帯電話会社や銀行をかたるメールもあります。メール本文にあるURLをタップすると、偽サイトに誘導されます。また、ウィルスの入ったアプリを入られたり、個人情報盗み取られたりする場合もあります。

使用中に偽の警告表示！ 慌てて事業者に連絡しないで

パソコンでインターネットを使用していたら、突然大きな警告音が鳴り、画面にウイルス感染の表示が出た。驚いて表示されている電話番号に連絡すると、「ウイルスに感染している。3年間のサポート契約が必要」と片言の日本語で言われ、約5万円をカード決済した。遠隔操作で何か作業されたが、不審な気がしたので解約したいとメールで連絡したが、返信がない。(60歳代 女性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポート等の契約をしたりしないようにしましょう。事例のような警告画面は偽の表示である可能性が高いと考えられています。表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。「警告画面が偽かどうかの判断がつかない」「セキュリティソフト等を契約しインストールしてしまった」「警告画面が消えない」等の対処方法については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしたり、情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したりしましょう。解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報 第340号」から抜粋・イラスト黒崎玄